

ものづくり人材修学支援事業奨学金について

下記の基準のいずれにも該当する学生からの申請に基づき、奨学金を支給します。

●収入の基準

世帯収入と通学の形態等によって受けられる奨学金の月額が決まります。世帯の収入は生計維持者と学生本人の市町村民税所得割額の合計により下記の表のとおり区分されます。

区分	本人及び生計維持者の市町村民税所得割額	通学区分	奨学金支給月額
第Ⅰ区分	100円未満	自宅・寮	29,200円
		アパート等	49,200円
第Ⅱ区分	100円以上25,600円未満	自宅・寮	19,500円
		アパート等	32,900円
第Ⅲ区分	25,600円以上51,300円未満	自宅・寮	9,800円
		アパート等	16,500円
第Ⅳ区分	51,300円以上154,500円未満かつ多子世帯	自宅・寮	7,300円
		アパート等	12,300円

※この奨学金の基準でいう多子世帯とは

- ・当該年後の4月1日時点で、生計維持者が扶養している23歳未満の子等が学生を含め3人以上いる世帯のこと。
- ・授業料の減免とこの奨学金でいう扶養の定義が異なります。
- ・確認は課税証明書等のほか健康保険証の写し等でも可。

●学業成績の基準

○入学時または1年次の後期の申請時

①～④のいずれかに該当する学生

- ① 高等学校等の評定平均値が3.5以上
- ② 入学試験の成績が上位2分の1以上
- ③ 高等学校卒業程度認定試験の合格者
- ④ 学修計画書により学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できる

○2年次の申請時

①または②に該当する学生

- ① 平均成績等が上位2分の1の範囲に属しているもの
- ② a)とb)のいずれにも該当していること
 - a) 修得単位数が標準単位数以上である
 - b) 学修計画書により、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できる

※学修する意欲が重要です。

学業の基準は減免の基準と同じです。

留年した場合や授業への出席率が低い等の場合、奨学金が認められないことがあります。

●資産の基準

保有している資産（現金・預貯金・有価証券等及び貴金属など）が生計維持者が二人の時は2,000万円未満、一人の時は1,250万円未満であること

その他国籍・在留資格などの要件があります。